

## 裁 決 書

審査請求人  
[REDACTED]

処分庁  
[REDACTED]

審査請求人が平成30年7月28日に提起した処分庁による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく保護申請却下決定処分(大都島保生第47号)に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が平成30年4月26日付けで行った保護申請却下決定処分(大都島保生第47号)を取り消す。

### 事案の概要

- 1 処分庁は、平成25年2月20日付けで、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、平成30年4月26日付けで、請求人が居住する賃貸借住宅に係る賃貸保証委託契約の更新料(保証料)の支給に係る申請を却下する決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- 3 請求人は、平成30年7月28日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

本件処分通知書に記載されている却下理由に「生活保護の扶助費についてでは、保護の申請月からその前々月までしか遡って支給することができません。」とあるがこの賃貸の保証委託料の更新料についても担当ケースワーカーに何度も事前相談をし領収書なども提出していたが会議の結果却下だと言われ続けてきた。

よって処分庁が下した、本件処分は不当ではないかと思う。

(2) 審理員が令和2年9月4日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 後記2処分庁の主張(1)イに記載されている「請求人の賃貸借契約書には、借主である請求人が保証料を支払わなければならぬことが明記されておらず、契約更新の条件として保証料の更新が必要であることを確認できる資料がないため…」とあるが、賃貸借契約書と同時に渡される重要事項説明書の特約事項5、に「本契約は、賃借人が賃貸保証委託契約(以下保証契約という)を別途締結することにより成立します。よって当該保証契約更新について規定に基づく更新が成立されない場合、本契約は解除されます。」という記載から更新料を支払わなければならぬこの重要事項説明書は保証料の更新料が必要である事の証明になるのではないか。

イ ちなみにこの重要事項説明書の書類は処分庁に賃貸借契約書と一緒にすでに提出済みである。

ウ 又後記2処分庁の主張(1)アに記載されている「…月15,000円を貯金していると報告を受ける。」とあるが、知人の仕事の手伝いで大体月1回程あるかないかで日給1万円+交通費支給で行っていたので担当ケースワーカーには「出来る限り月15,000円程貯金していけるように頑張ります。」と答えたが、翌年の平成29年に入り知人から突然「今年から予算の都合で手伝ってもらう事が出来なくなった。」と連絡が入り唯一の収入源が途絶えた上で月15,000円の貯金は出来なくなってしまった。

この事はすぐに担当ケースワーカーに報告している。

エ この事から別の住居へ引越しする為の資金を貯める事が出来ず、更新料等の自弁行為から苦しい生活状況が続いている。

(3) 審理員が令和3年12月21日に受理した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 後記2処分庁の主張(2)イについて

また、保護開始以降の請求人からの賃貸保証料の相談については、平成30年4月12日付けで申請のあった、過去の賃貸保証料の申請以外相談はない。(保証会社が契約更新を拒否していることにより以降の更新がないため。)とあるが、請求人は1年毎に更新のあった賃貸保証料を支払う前に担当ケースワーカーに相談していた。ただ相談しても返ってくる返答は賃貸借契約書に賃貸保証料の更新料の記載がない為扶助の対象にならないと伝えられ重要事項説明書の話をすると賃貸借契約書に記載がないから出来ないと言われ続けられた。

ケース診断会議記録票やケース記録票には正確な事はほとんど記載されず、事実ではない事をでっち上げた上言ってもない事を記載し悪印象を持たせる等々他にもあるが、事実と違う事があまりにも多くあきらかに悪意ある記載の仕方としか捉えられない。

以上の事から過去の賃貸保証料の申請以外、相談はない。という文言について反論する。

(4) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成25年2月6日付けの請求人の住居の重要事項説明書には、契約の種類及び契約期間・更新に関する事項として、「一般借家契約 契約期間1年 平成25年2月15日～平成26年2月14日」、「賃貸保証委託契約 要契約 更新料有 1年毎/更新料 税3,900」、特約事項として、「本契約は、賃借人が賃貸保証委託契約（以下保証契約という）を別途締結することにより成立します。よって当該保障契約更新について規定に基づく更新が成されない場合、本契約は解除されます。（本書「更新について」参照）」との記載がある。

イ 平成30年4月26日付けの本件処分通知書には、「平成30年4月12日付けで申請された生活保護法による保護については、次の理由で保護できませんので却下します。」、「却下の理由 生活保護の扶助費については、保護の申請月からその前々月までしか遡って支給することができません。したがって、平成26年2月と平成27年2月13日、平成28年1月30日に支払われた保証委託料の更新料については、既に遡及支給可能期間が経過しているため、保護の申請を却下します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成31年1月24日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載があ

る。

#### ア 本件処分に至る経緯

平成 25 年 2 月 20 日

請求人の生活保護を開始。

平成 28 年 4 月 20 日

請求人が来所。請求人より、昨日、自己破産手続きを依頼している弁護士から、現在の住居の保証会社が、請求人が自己破産手続きをしていることを理由に保証契約の更新を拒否しており、家主は保証会社が契約しないのであれば、来年 2 月の賃貸借契約更新を行わないと言っているという連絡があった。弁護士からは、①現住居に居座り、裁判で争う。②別の保証会社を探し、契約する。③転居する。という選択肢があると言われたという報告を受ける。

平成 28 年 7 月 20 日

家庭訪問時、請求人より、来年 2 月が賃貸借契約更新であるが、現在の住居の保証会社は保証契約を更新してくれない。別の保証会社で 1 社保証してくれると言っているが、今の住居ではなく、新しい住居であれば保証すると言っている。弁護士からは、今はお金がないので、家主から退去勧告を受けても、強引に居座り、裁判している間にお金を貯めるようアドバイスされているため、とりあえず、月 15,000 円を貯金していると報告を受ける。家庭訪問時、請求人より、弁護士から家賃を振込んでいる限り、強制的に住居を追い出されることはないので、家賃を支払い、住み続けようと思っているとの報告を受ける。

平成 29 年 2 月 7 日

請求人より電話あり。請求人より、今まで火災保険料、火災報知器の費用等が支給にならなかった理由を書面で出して欲しい。また、会議をしたと言うのであれば、その検討結果がわかるものを書面で欲しいと要望があったため、担当ケースワーカーより、正式な書面で出すのであれば申請却下通知になり、保護申請しなければ申請却下できないことと、会議録等は公文書になるので、開示請求しないと交付できないことを説明する。

平成 30 年 4 月 10 日

請求人より入電。過去に支払った賃貸保証料についても申請したいとの申し出がある。申請するのであれば挙証資料を添付し、申請するよう請求人に伝える。

平成 30 年 4 月 12 日

請求人より過去に支払った保証料について保護申請あ

り。受理。

平成 30 年 4 月 18 日 ケース診断会議開催。保護申請を却下することを決定する。

平成 30 年 4 月 26 日 平成 30 年 4 月 12 日付け保護申請について却下決定を行う。(本件処分)「生活保護の扶助費については、保護の申請月からその前々月までしか遡って支給することができません。したがって、平成 26 年 2 月と平成 27 年 2 月 13 日、平成 28 年 1 月 30 日に支払われた保証委託料の更新料については、既に遡及支給可能期間が経過しているため、保護の申請を却下します。」

#### イ 本件処分の正当性について

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)問第 7 の 88 では、保証料の認定については、「必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定しても差し支えない。」とされている。

「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問 13-2 では、扶助費の遡及支給の限度について、「最低生活費の遡及変更は 3 か月程度(発見月からその前々月まで)と考えるべきであろう。これは、(中略) 3 か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」とされている。

本件についてみると、請求人の賃貸借契約書には、借主である請求人が保証料を支払わなければならないことが明記されておらず、契約更新の条件として保証料の更新が必要であることを確認できる資料がないため、処分庁は、必要やむを得ない場合に該当しないと判断した。

さらに、請求人が保護申請した保証委託料の更新料は、全て請求人が保護の申請月の前々月よりも前に支払ったものであり、既に遡及支給可能期間が経過していたため、保証委託料の更新料の支給は行わないことを決定したものである。

以上のとおり、本件処分については、違法または不当な点はないことから、本件審査請求は「理由なし」として棄却されるべきである。

(2) 審理員が令和 3 年 12 月 7 日に受理した審理員からの質問に対する処分庁の回答書には、次の趣旨の記載がある。

ア 前記 1-(2) ア及びイで請求人が主張する重要事項説明書の提出に関する質問に対する回答

平成 25 年 2 月 6 日付けの重要事項説明書を同月 20 日付け受理済み。

イ 請求人からの賃貸保証料に関する過去の申請及び申請に対する処分の内容に関する質問に対する回答

平成 30 年 4 月 10 日付けの「再度申請したいとの申し出あり。」との記事について  
は、平成 30 年 4 月 5 日に、火災保険料、火災報知器、壁の補修費用の申請があつた  
後、平成 30 年 4 月 10 日に「過去に支払った賃貸保証料についても申請したい。」と  
申し出があつたことから「再度申請したいと申し出あり。」と表記したものであり、  
過去に賃貸保証料の支給申請があつたものではない。

また、保護開始以降の請求人からの賃貸保証料の相談については、平成 30 年 4 月  
12 日付けで申請のあった、過去の賃貸保証料の申請以外、相談はない。(保証会社  
が契約更新を拒否していることにより以後の更新がないため。)

(3) 処分庁から提出のあつた証拠書類には、以下の記載がある。

ア 前記 1 請求人の主張 (4) アと同一の書類

イ 平成 25 年 2 月 20 日に処分庁が受理した賃貸借契約書の写しには、賃貸保証委託  
契約に関する記載はない。

ウ 平成 28 年 4 月 20 日付けのケース記録票には、「請求人来所。(中略) 昨日(4/19)  
の晩に、(債務整理・自己破産手続きを依頼している) 弁護士から電話があり、現在  
の住居の保証会社が、今自己破産の手続をしている事を理由に契約更新を拒否して  
おり、保証会社が契約してくれないのであれば、大家が次の契約更新(~H29. 2 月)  
を行わないと連絡があった。(中略) 弁護士からは①居座り、裁判で争う②別の保証  
会社を探し、契約する③転居の 3 点の選択肢があると言われている。」との記載があ  
る。

エ 平成 28 年 7 月 20 日付けの訪問記録には、指導内容等として、「来年 2 月の契約更  
新あるが、今の保証会社はそれで契約を更新してくれず、別の保証会社が 1 社保証  
してくれると言うが、今の住居では保証してくれない。新規の住居であれば保証契  
約してくれると言っている。弁護士からは、今はお金が無いので、大家からの退去  
勧告を受けても、強引に居座り、裁判している間にお金を貯めるようアドバイスさ  
れている。」との記載がある。

オ 平成 30 年 3 月 29 日付けのケース記録票には、「請求人より TEL。今まで、火災  
保険料、火災報知器の費用等が支給にならなかつた、理由を書面で出して欲しい。  
また、会議をしたと言うのであれば、その検討経過がわかるものを書面で欲しい。

→正式な書面で出すのであれば、却下通知になる。却下するには申請してもらわなければ、却下できない。会議録等は、公文書になるので、開示請求をしてもらわなければ、渡せるものではない。「そんな手続きが必要なんですか。」「なぜかを知りたいと言っているだけなのに。」等々不満を訴えるが、正式な手続きは上記になる旨繰り返す。」との記載がある。

力 平成30年4月10日付けのケース記録票には、「請求人よりTEL。(中略)請求人より、過去に支払った賃貸保証料についても再度申請したいとの申し出あり。→申請するのであれば挙証資料を添付し、申請するよう伝言。→ケース診断会議は、原則的に水曜に開催しており、事前に資料をそろえて出さなければならない。保証料についても申請するのであれば、先日申請のあった火災保険料と一緒に検討しても構わないか。」との記載がある。

キ 平成30年4月12日に処分庁が受理した保護開始(変更)申請書には、「保護を申請する理由 過去賃貸保証会社(更新分)を3年分弁済した分」との記載があり、平成26年2月、平成27年2月13日及び平成28年1月30日に年間保証委託料として、3,900円を支払った旨の振込み受領書の添付がある。

ク 平成30年4月12日付けのケース記録票には、「請求人来所。(中略)保証料について ￥3,900/年 H26.2(?)、H27.2.13、H28.1.30更新 自己破産の手続きをした為、保証会社が契約更新を拒否した(?) (H28.4.20面談時聴取)為、以後更新なし。めがねについて H29.2.19 ￥8,000 購入 H29.6.26訪問時に、「扶助の対象と知らずに自腹で購入した。」との話があり、原則現物支給であり、扶助できることについては、保護のしおりにも記載している旨説明した。上記2点については、再度ケース診断会議を経て、決定する旨伝言。」との記載がある。

ケ 平成30年4月18日開催のケース診断会議記録票には、「問題点 (中略)④保証料について ￥3,900/年 H26.2(?)、H27.2.13、H28.1.30更新 自己破産の手続きをした為、保証会社が契約更新を拒否した為、以後更新なし。」、「ケースワーカー意見 ①については、処分庁では契約書に明記がないと支払えないという取扱いであった為、遡って支給する事は不可。(中略)④についても①と同様。」、「結論 (中略)④保証料について 選及支給可能期間が経過しているため申請却下する。」との記載がある。

コ 前記1請求人の主張(2)イと同一の書類

#### 理 由

## 1. 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項として、「1 住居」、「2 補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。
- (2) 法第24条第1項は、「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。」、同条第3項は「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」、同条第9項は「第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更について準用する。」と定める。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。)の第7の4の(1)のクは、「被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、才に定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえない。」と定めている。
- (4) 課長通知の第7の問88は、「契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証料を認定してよいか。」との問い合わせについて、「必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えない。」と定めている。
- (5) 問答集の問13の2の(答)1では、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じた場合について、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考え方であるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」と記している。

## 2. 本件処分について

- (1) 前記審理関係人の主張の要旨2(4)イのとおり、処分庁は、請求人から申請のあった賃貸借住宅に係る賃貸保証委託契約の更新料(以下「保証料」という。)について、

生活保護の扶助費については、保護の申請月からその前々月までしか遡って支給することができず、平成 26 年 2 月と平成 27 年 2 月 13 日、平成 28 年 1 月 30 日に支払われた賃貸保証委託契約の更新料については、すでに遡及支給可能期間が経過しているとして本件処分を行ったことが認められる。

(2) 処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨 2 (1) イにおいて、請求人の賃貸借契約書には、借主である請求人が保証料を支払わなければならないことが明記されておらず、契約更新の条件として賃貸保証委託契約の更新が必要であることを確認できる資料がないため、必要やむを得ない場合に該当しないと判断した旨、また、請求人が保護申請した保証料は、既に遡及支給可能期間が経過していた旨を主張する。

(3) まず、契約更新の条件として賃貸保証委託契約の更新が必要であることを確認できる資料がないとの主張について検討する。

前記審理関係人の主張の要旨 1 (4) ア及び 2 (3) アのとおり、重要事項説明書には、賃貸借契約は、賃借人が賃貸保証委託契約を別途締結することにより成立すること、賃貸保証委託契約の更新は 1 年ごとであること、賃貸保証委託契約更新について規定に基づく更新がなされない場合、賃貸借契約は解除されることが記載されていることが認められる。

以上のことからすると、賃貸借契約更新に必要なものとして、賃貸保証委託契約の締結が必要やむを得ないことは明らかであり、賃貸借契約書に記載がないことのみをもって必要やむを得ない場合に該当しないとする処分庁の主張は採用できない。

(4) 次に、既に遡及支給可能期間が経過していたとの主張について検討する。

前記審理関係人の主張の要旨 2 (3) オ、キ、ケのとおり、①平成 30 年 3 月 29 日、処分庁は、今まで火災保険料、火災報知器の費用等が支給にならなかった理由を書面で示す旨を主張する請求人に対し、却下するには申請が必要である旨を説明したこと、②同年 4 月 12 日、請求人は、平成 26 年 2 月、平成 27 年 2 月 13 日及び平成 28 年 1 月 30 日に支払った保証料の支給について申請を行ったこと、③平成 30 年 4 月 18 日、処分庁は、ケース診断会議において、遡及支給可能期間が経過しているため申請を却下すると判断していることが認められる。

これらのことからすると、確かに本件処分に係る申請は、請求人が前々月以前に支払った保証料の支給を求めるものであるが、平成 30 年 3 月 29 日の時点で、処分庁が、他の扶助について、却下するには申請が必要である旨を説明したことからすると、請求人が保証料の支給について、申請書の提出が必要である旨を把握していたかについては疑義があり、本件処分に係る申請以前に適時に保証料の支給を求める申請書の提出が必要であったことを認識していたとは判断できない。

また、賃貸保証委託契約について記載のある重要事項説明書を平成 25 年 2 月 20 日に処分庁が受領したことについては争いがないところ、処分庁は、請求人の賃貸借住

宅の契約更新時において、併せて賃貸保証委託契約の更新が必要であり、保証料の支給が必要やむを得ないことについて当然に把握することが可能であった。

このような点に鑑みれば、前記（3）のとおり、保証料について賃貸借契約書に記載がないことのみをもって必要やむを得ない場合に該当しないとする処分庁の誤った認識が請求人の適切な申請を妨げることに繋がった可能性も否定できないところ、処分庁は、保証料に関して、請求人からの申請が適時に適正に行われなかつたことについて、請求人に帰責する事由であったか否かについて慎重に検討するべきだったにも関わらず、本件審査請求に係る事件記録からは処分庁がこれを行つた形跡は見受けられない。

（5）以上のことと踏まえると、処分庁は、本件処分に至る判断の過程において、支給が必要やむを得ないことについて当然に把握することが可能であった保証料について、考慮すべき事情を考慮せず、その手続に瑕疵があると認められ、本件処分は取消しを免れない。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年3月14日

審査官 大阪府知事 吉村



### 教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求することができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。
- 3 処分の違法を理由とする場合は、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算し

て6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、  
処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算し  
て1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分  
の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、  
上記1又は2の期間やこの決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつ  
ても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起  
することが認められる場合があります。